

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和3年8月31日に取扱いを終了した当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

- 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
株式会社いちやまマーケット
- 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
商品引換券（旧券） 有効期限のないもので額面500円
商品お取替券（旧券） 有効期限のないもので額面500円及び1,000円
商品お取替券（2022年期限券） 額面1,000円
商品お取替券（2023年期限券） 額面1,000円
商品お取替券（2024年期限券） 額面1,000円
- 払戻しの申出期間
令和3年9月1日（水曜日）10時から令和4年3月31日（木曜日）18時まで
※ 当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。
- 申出の方法
当社各店の営業時間中にサービスカウンターに商品券をご持参ください。
- 払戻しの方法
現金又はIt's Moreカード（チャージ）にて払戻しをします。ただし、1,000円未満は現金とします。
- 払戻しに関する問い合わせ先
〒409-3803
山梨県中央市若宮50番地1
(055)278-6000

以上

株式会社いちやまマーケット
令和3年9月1日